

# 【改定】品川区水とみどりの基本計画・行動計画（R元年度 確認・公表）

計画名	品川区水とみどりの基本計画・行動計画 (H.24.6策定、R4.3更新)		
提出機関名	品川区	対象地域	品川区全域
メイン課題	水質改善、水利用、湧水保全、水インフラ、地域振興、貯留・涵養、水環境（水量）、治水、生態系、水辺空間、水文化、教育・普及啓発、人材育成		
計画概要	「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指し、緑地の保全及び緑化の推進や、河川・運河などの水辺空間や湧水などの水循環の保全や活用など、水とみどりに関する総合的な計画。		
計画の特徴	品川区には、歴史を伝える貴重な水とみどりが残されている一方、水辺の歩行空間や公園なども新たに整備。このような河川、運河、船着場等の水辺空間を活かしたにぎわいづくりや、都市型水害対策や湧水保全等を総合的に推進。		



計画対象地域（品川区全域）

**【改定内容】** 関連計画等との整合を図るとともに、事業の進捗状況、成果を総合的に評価するため、「きれいさ」、「量」、「活動・活用」の3つの視点から、「水のきれいさや水辺空間の区民満足度 50%」、「親しめる水辺が多いと感じる区民の割合 50%」、「区有船着場の利用回数 450回/年」という数値目標を設定。

【実施体制】		水とみどりの基本計画・行動計画推進会議													
地方公共団体	都道府県	-	<b>○施策の内容</b> <table border="1"> <tr> <th>基本方針</th> <th>施策</th> </tr> <tr> <td>基本方針 1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる</td> <td>防災に役立つ水とみどりの整備・活用 都市における生物多様性保全の配慮</td> </tr> <tr> <td>基本方針 2 身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する</td> <td>水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 水とみどりに親しめる環境整備</td> </tr> <tr> <td>基本方針 3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす</td> <td>水環境の改善 歴史・文化を伝える資源の保全・活用</td> </tr> <tr> <td>基本方針 4 様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる</td> <td>特色ある公園・水辺広場づくり 水とみどりを活かしたいぎわいづくり 多様なオープンスペースの確保</td> </tr> <tr> <td>基本方針 5 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む</td> <td>水とみどりの意識啓発 水とみどりを守り育てる担い手の育成 水とみどりを守り育てる活動の支援</td> </tr> </table>	基本方針	施策	基本方針 1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる	防災に役立つ水とみどりの整備・活用 都市における生物多様性保全の配慮	基本方針 2 身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する	水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 水とみどりに親しめる環境整備	基本方針 3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	水環境の改善 歴史・文化を伝える資源の保全・活用	基本方針 4 様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる	特色ある公園・水辺広場づくり 水とみどりを活かしたいぎわいづくり 多様なオープンスペースの確保	基本方針 5 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む	水とみどりの意識啓発 水とみどりを守り育てる担い手の育成 水とみどりを守り育てる活動の支援
	基本方針	施策													
	基本方針 1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる	防災に役立つ水とみどりの整備・活用 都市における生物多様性保全の配慮													
基本方針 2 身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する	水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 水とみどりに親しめる環境整備														
基本方針 3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	水環境の改善 歴史・文化を伝える資源の保全・活用														
基本方針 4 様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりのにぎわい拠点をつくる	特色ある公園・水辺広場づくり 水とみどりを活かしたいぎわいづくり 多様なオープンスペースの確保														
基本方針 5 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む	水とみどりの意識啓発 水とみどりを守り育てる担い手の育成 水とみどりを守り育てる活動の支援														
政令指定都市	-														
市区町村	○														
国の地方支分部局	-														
有識者	○														
事業者	○														
団体（NPOなど）	○														
住民	○														
その他（ ）	-														

**○計画の推進体制**  
区民、事業者・NPO、自治会や商店街等と行政の連携・協力による協働のまちづくりにより、それぞれが自分の役割を担い、協力し、支え合うことで、将来像の実現を図る。

